

一般社団法人日本コミュニティーガス協会 定款

昭和45年10月12日	許	可
昭和48年9月6日	一部変更認可	
昭和55年6月19日	一部変更認可	
昭和62年9月7日	一部変更認可	
平成23年3月24日	一部変更認可	
平成29年4月1日	一部変更	
2020年6月18日	一部変更	

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本コミュニティーガス協会（英文名 Japan Community Gas Association）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(支 部)

第3条 本会は、事業を推進するため、理事会の決議により、必要な地に支部を設けることができる。

2 支部に関する事項は、この定款に別に定めるもののほか、理事会の決議により、これを定める。

(目 的)

第4条 本会は、ガス事業法第2条第1項括弧書きに規定するものに係るガス小売事業（以下「コミュニティーガス事業」という。）に関する経営、技術の向上及び保安の確保を図り、コミュニティーガス事業の健全な発展を期するとともに、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。

- (1) コミュニティーガス事業の経営、技術及び保安に関する調査及び研究
- (2) コミュニティーガス事業の経営、技術及び保安に関する指導
- (3) コミュニティーガス事業及びその保安に関する制度、知識等の普及啓発
- (4) コミュニティーガス事業に関する行政施策に対する協力
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第6条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別及び資格)

第7条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 コミュニティガス事業を営む者（ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条の登録を受けて行う者をいう。以下同じ。）並びに液化石油ガスの生産及び輸入の業を営む者
- (2) 準 会 員 液化石油ガス等のガスの供給及び販売の業を営む者
- (3) 賛助会員 前各号以外の者であつて、コミュニティガス事業に関係のある事業を営む者

(入 会)

第8条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体の会員にあつては、本会对し当該会員を代表してその権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出るものとする。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、入会時に、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会において別に定めるところにより、毎年度、会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員は、会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項各号の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員に少なくとも1週間前

に通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第12条 前二条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第9条の納入義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 全ての正会員が同意したとき。
- (3) 死亡、解散又は破産したとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第13条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

- 2 監事は、総会に出席して意見を述べることができる。
- 3 第1項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 能)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開 催)

第15条 定時総会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び召集の理由を示して、請求があったとき。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集は、日時、場所、総会の目的である事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

3 前条第2項各号の請求があった場合は、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、第15条第2項の請求により臨時総会を開催した場合及び総会の目的である事項に会長が利害関係を有するおそれがある場合は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会においては、第16条第2項によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。ただし、法令の定めによる場合はこの限りではない。

4 特別な利害関係人は、定足数に算入せず、また、議決権を行使することはできない。

(書面等による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから当該総会において選任された2人以上の議事録署名人が、これに記名押印しなければならない。

第4章 役員

(役員)

第23条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 40人以上50人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を会長とし、5人以内を副会長、1人を専務理事、5人以上10人以内を常任理事とする。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において、正会員（法人又は団体の場合にあつては会員代表者）のうちから選任する。ただし、必要がある場合は、3人を限度として正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長（代表理事となる者を含む。）、専務理事及び常任理事は、理事会において選任する。

3 監事は、理事又は事務局長若しくは事務局職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事である副会長が、その職務を代行する。

4 専務理事は会長及び副会長を補佐し、会務を掌理する。

5 常任理事は、理事会から諮問を受けた事項及び理事会に付議する事項を審議する。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、法令及びこの定款に定めるもののほか、別に定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局長若しくは事務局職員（嘱託、出向、臨時その他雇用又は契約の態様にかかわらず、本会の業務に従事する全ての者を含む。）に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に不足が生じるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が、次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、当該理事又は監事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。

2 前項第2号の規定に該当するものとして解任しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

(報酬)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める基準に従い、報酬を支給することができる。

(役員責任の免除等)

第30条 本会は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条第1項の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の定める限度において免除することができる。

2 本会は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問及び参与)

第31条 本会に、任意の機関として、顧問3人以内及び参与5人以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じ、又は自ら意見を述べるができる。
- 4 参与は、本会の事業に関して会長の諮問に応じ、又は自ら意見を述べるができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、第27条第1項の規定を準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第5章 理事会及び常任理事会

(会議及び構成)

第32条 本会に、会務を円滑に運営するため、理事会及び常任理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは意見を述べなければならない。
- 4 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長（代表理事となる者を含む。）、専務理事及び常任理事の選定及び解職
- 2 常任理事会は、理事会の諮問を受け、その必要な事項及び理事会に付議すべき事項を審議する。

(開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき。
 - (3) 監事から請求があったとき。
- 2 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(招集)

第35条 理事会及び常任理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会及び常任理事会の招集は、第16条第2項の規定を準用する。この場合において、

「2週間前」とあるのは「1週間前」と、「正会員」とあるのは「構成員」とそれぞれ読み替えるものとし、議事が特に緊急を要する場合は、開催日の2日前までに書面に代えてあらかじめ理事会又は常任理事会で定められた方法により招集することを妨げない。

- 3 前条第1項第2号及び第3号の請求があった場合は、会長は、請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しなければならない。会長が理事会の招集を行わないときは、その請求を行った理事又は監事は、自ら招集することができる。

(議 長)

第36条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会議の目的である事項に会長が利害関係を有するおそれがある場合は、当該会議において出席した構成員の中から選出する。

(決 議)

第37条 理事会及び常任理事会の決議は、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する構成員は議決に加わることができない。
- 3 前1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会の議事録には、出席した代表理事及び監事が、これに記名押印しなければならない。
- 3 常任理事会の議事については、第1項の規定を準用する。

第6章 委 員 会

(委員会)

第39条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究を行い、又は審議する。
- 3 委員会の任務、組織、運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、会長が管理及び運用を行い、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(経費の支弁)

第42条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、理事会の決議を経て、毎事業年度の開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、当該事業年度の開始前に総会を開催できないときは、理事会の決議によることを妨げない。

2 前項ただし書の場合にあっては、総会の承認を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が遅滞なく次の書類を作成し、監事の監査を受けて、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類は定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を得なければならぬ。

(剰余金の処分)

第46条 本会は、剰余金の分配を行うことができないものとし、決算に剰余が生じた場合は、繰り越した欠損があるときはその補填に充て、なお剰余があるときは総会の決議により、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、変更することができる。

(解 散)

第48条 本会は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、又は法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会において総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 支 部

(支部の名称及び管轄地域)

第50条 支部の名称及び管轄地域は、理事会の決議により、別に定める。

(会員の所属)

第51条 本会の正会員のうち、コミュニティーガス事業を営む者は、その事業を営む地域を管轄するそれぞれの支部に所属するものとする。

(支部長及び副支部長)

第52条 支部に支部長1人を置き、副支部長4人以内を置くことができる。

2 支部長は、当該支部に所属する理事のうちから、会長が委嘱する。

3 副支部長は、当該支部に所属する正会員のうちから、支部長が委嘱する。

(支部長の職務等)

第53条 支部長は、当該支部を代表して支部業務の運営を総理する。

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 支部長及び副支部長の任期及び報酬は、第27条及び第29条本文の規定を準用する。
この場合において「理事及び監事」とあるのは「支部長及び副支部長」と読み替えるものとする。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第54条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議により会長が任免する。

4 事務局の組織、運営及び職員に関して必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第11章 補 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施に関して必要な事項及び本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、経済産業大臣の許可のあった日(昭和45年10月12日)から施行する。

2 本会の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、前項に規定する日から昭和46年3月31日までとする。

3 本会設立当初の役員は、第12条及び第13条第1項の規定にかかわらず、創立総会で選任された者がこれにあたり、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず、昭和47

年に開催される定時総会において選任された役員が就任するときまでとする。

附 則

この定款の改正規定は、経済産業大臣の認可のあった日（昭和48年9月6日）から施行する。

附 則

この定款の改正規定は、経済産業大臣の認可のあった日（昭和55年6月19日）から施行する。

附 則

- 1 この定款の改正規定は、経済産業大臣の認可のあった日（以下「認可日」という。（昭和62年9月7日））から施行する。
- 2 認可日において、現に従前の第12条の規定により選任された理事又は監事である者は、改正後の第13条第1項本文に規定するそれぞれの理事又は監事に選任されたものとみなす。
- 3 認可日において、現に従前の第13条第2項又は第3項ただし書の規定により会長から委嘱された専務理事又は常務理事の役職にある者は、改正後の第13条第1項ただし書の規定により理事に選任され、総会において承認を受けたものとみなし、同条第2項の規定によりそれぞれの専務理事又は常務理事に互選されたものとみなす。
- 4 前2項の規定により選任又は互選されたものとみなされた役員の任期は、昭和63年6月19日までとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、北嶋一郎及び鶴田勝彦とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、2020年6月18日から施行する。